

## 高校教育改革促進事業計画策定等支援業務委託仕様書

### 1 委託業務名

高校教育改革促進事業計画策定等支援業務

### 2 目的

2040年には、産業構造や社会システムの大きな変化により、地域の経済社会を支える産業人材や理系人材の不足が懸念されるところであり、確かな学力を基礎としつつ、個性の伸長や主体性の涵養を通じた産業イノベーション人材の育成が喫緊の課題となっている。また、県内高校生数が現在より約40%減少すると推定されており、地理的アクセスに関わらず教育機会を確保することが重要である。

このような状況を踏まえ、劇的な社会の変化の中で、学びの機会を確保し、主体的に未来を切り拓く力を育むとともに、持続可能な経済や地域社会の基盤となる人材を育成していくためには、公立高校の特色化・魅力化をさらに進め、教育内容を充実させる等、高校教育改革を強力に促進する必要がある。

徳島県では、国の「高校教育改革に関する基本方針」（グランドデザイン）を踏まえ、県内の県立高校において、「アドバンスト・エッセンシャルワーカー等育成」「理数系人材育成」「多様な学習ニーズに対応した教育機会の確保」の三つの観点から、産業イノベーション人材等を育成し、高校教育改革を先導するパイロットケースを創出することとしている。

本業務は、県内の県立高校において高校教育改革を推進する上記3類型の取組を円滑かつ効果的に推進していくため、事業実施にあたっての計画作成、体制構築、事業企画等を支援する目的で行うものである。

※国のグランドデザインについては、別紙「高校教育改革に関する基本方針（グランドデザイン）」を参照すること。

### 3 履行期間

契約締結の日から令和8年6月30日（火）まで

### 4 委託業務内容

#### (1) 各類型の改革先導拠点創出計画策定支援業務

県が、「アドバンスト・エッセンシャルワーカー等育成」「理数系人材育成」「多様な学習ニーズに対応した教育機会の確保」の三つの観点から、産業イノベーション人材等を育成し、高校教育改革を先導するパイロットケースを創出するため、「人材育成上の課題分析」、「改革先導拠点における取組内容」、「教育カリキュラム」、「推進組織」、「連携体制」、「県内他校への普及」、「学力向上・学習支援」、「経費管理」、「目標

および成果指標」、「スケジュール」等、必要となる事項を具体的に検討し、県および改革先導拠点の具体的な計画としてまとめるにあたって、必要となる調査や専門的・技術的助言及び資料作成・提供等を行うこと。

また、計画策定後においても、必要となる専門的・技術的助言等を行うこと。

※県においては、改革先導校を3～4拠点を創出することを想定。

## (2) 会議開催支援業務

県が、高校教育改革推進のための取組検討を行う会議を開催するにあたって、受託者は、委員会に出席するとともに（オンラインを含む）、県が資料作成する上で必要となる調査や専門的・技術的助言、関係者調整（訪問、打合せ等）を行うこと。

※県教育委員会、知事部局、産業界、大学、有識者等との議論の場等の会議を、契約期間中、2回程度開催することを想定している。

※会場調整・設営や委員への費用弁償等の支払いについては、委託者において行う。

## (3) その他業務

### ①全国事例の提供

- ・高校教育改革推進のための全国の先進的な取組事例の収集、情報提供
- ・現地調査候補地の提案および関係者調整等

※海外の先進的な取組事例の情報提供もあるのが望ましい。

### ②定例打合せの実施

本業務に係る定例打合せの実施（県との間で月3回以上（オンライン会議含む））

## 5 業務遂行体制等

### (1) 業務責任者の配置

業務の実施にあたっては、業務を総括し、県からの指示を受ける窓口として業務責任者を配置し、円滑な業務の遂行に努めること。

### (2) 業務スケジュールの管理

県とスケジュールを調整して実施し、遂行状況について随意報告を行うこと。

### (3) 業務内容の確認

業務内容の確認のため、必要に応じて随時県と打合せを行うこと。

### (4) その他

業務の実施に当たり、疑義が生じた場合は、速やかに県と協議を行うこと。

## 6 成果物等

業務完了後速やかに、業務報告書（任意様式。形式は紙媒体及び電子データ。）を成果物として提出すること。

## 7 留意事項

- ・受託者は、本業務に係る会計関係帳簿等を整備し、他の事業活動に係る経費と明確に区別して適正に記録すること。  
なお、県において必要に応じて本業務の執行状況の検査を行う。
- ・受託者は、県教育委員会と円滑な業務進行管理や意思疎通に努めることとし、各業務の実施に当たっては、企画段階から県教育委員会と十分な相談を行うこと。
- ・各種メディアからの取材依頼があった場合は、事前に県教育委員会に報告すること。
- ・業務完了後は、成果報告、収支報告等の実績報告書を県へ提出すること。また、契約履行過程で生じた成果物、制作物の著作権は、県に帰属するものとする。
- ・本業務の履行に係る個人情報の取扱及び情報セキュリティの確保に当たっては、別記1、2を遵守すること。なお、「個人情報の保護に関する法律及び同法施行条例等」並びに「徳島県教育情報ネットワーク運営規程」に抵触しないこととする。
- ・事業の履行は、徳島県教育委員会が指定する場所で行うこと。
- ・本仕様書に定めのない事項については、県と協議の上、決定する。

## 別記 1

### 個人情報取扱特記事項

#### (基本的事項)

第1条 乙は、個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

#### (秘密の保持)

第2条 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

#### (収集の制限)

第3条 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集しようとするときは、その事務の目的を明確にし、当該目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な手段により収集しなければならない。

#### (適正管理)

第4条 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

#### (目的外利用及び提供の禁止)

第5条 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を、契約の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、甲が指示又は承諾したときは、この限りでない。

#### (複写又は複製の禁止)

第6条 乙は、この契約による事務を行うため甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、甲が指示又は承諾したときは、この限りでない。

#### (再委託の禁止)

第7条 乙は、この契約による個人情報を取り扱う事務については、第三者に委託してはならない。ただし、甲が承諾したときは、この限りでない。

2 乙は、前項ただし書により再委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）するときは、再委託先にこの契約に基づく個人情報の取扱いに関する一切の義務と同等の義務を負わせるとともに、再委託先の行為について再委託先と連携してその責任を負うものとする。

#### (資料等の返還又は破棄)

第8条 乙は、この契約による事務を行うため甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約の終了後直ちに甲に返還し、又は破棄するものとする。ただし、甲が別に指示したときはその指示に従うものとする。

#### (従事者への周知)

第9条 乙は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと等、個人情報の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。

#### (調査)

第10条 甲は、乙がこの契約による事務を行うに当たり、取り扱っている個人情報の状況について、随時調査することができる。

#### (事故報告)

第11条 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

## 別記2

### 情報セキュリティに関する特記事項

#### (基本的事項)

第1 乙は、情報セキュリティ対策の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、徳島県情報セキュリティポリシー及び情報セキュリティ実施手順を遵守し、情報セキュリティ対策を適正に実施しなければならない。

#### (管理体制)

第2 乙は、情報セキュリティポリシーを遵守するために必要な体制を整備し、情報資産の管理に関する責任者及び担当者、作業者の所属並びに委託内容を明確にしておかなければならない。

#### (作業場所の特定)

第3 乙は、情報資産の紛失等を防止するため、この契約による業務を処理するに当たっては、その作業の場所を特定しておかなければならない。

#### (サービスレベルの保証)

第4 乙は、甲が提示する品質及びセキュリティレベルを満たす業務を提供しなければならない。

2 乙は、情報システムを実際に運用する者の現状・課題を加味し、セキュリティと利便性の両立を可能とする、実務と調和したセキュリティ対策を講じなければならない。

#### (情報資産の種類と範囲、アクセス方法)

第5 乙は、この契約によりアクセスを許可された情報の種類と範囲、アクセス方法を遵守しなければならない。

#### (業務従事者への周知及び教育)

第6 乙は、この契約による業務に従事している者に対し、情報セキュリティ対策のために必要な事項を周知するとともに、継続的に教育しなければならない。

#### (目的外利用及び提供の禁止)

第7 乙は、この契約による業務を処理するために甲から提供された情報を、当該業務の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、甲の指示がある場合は、この限りでない。

#### (情報の適正な管理)

第8 乙は、この契約による業務を処理するために知り得た情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(再委託の禁止)

第9 乙は、委託業務の全部又は一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(情報資産の返却及び廃棄)

第10 乙は、この契約による事務を行うため甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した情報が記録された記録媒体は、この契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(報告)

第11 甲は、この契約による業務を処理するために取り扱っている情報資産に対する情報セキュリティ対策の状況について、定期的に報告を求めることができる。

2 乙は、情報セキュリティインシデントが発生した場合又はそのおそれがある場合には、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(監査及び検査)

第12 甲は、乙がこの契約による業務を処理するために取り扱っている情報資産に対する情報セキュリティ対策の状況について、随時監査又は検査を実施することができる。

(情報セキュリティインシデントの公表)

第13 甲は、この契約による業務に関し、情報セキュリティインシデントが発生した場合は、必要に応じ、当該情報セキュリティインシデントを公表することとする。

(契約解除及び損害賠償)

第14 甲は、乙がこの特記事項の内容に反していると認めたときは、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができる。

(ポリシー改定時の対応)

第15 甲は、セキュリティポリシーに改定等を行う場合は、適宜、乙に改定等の内容を情報提供しなければならない。

2 乙は、契約締結後にセキュリティポリシーの改定等がなされた場合は、速やかに、改定等後の内容を適用するよう努めなければならない。